

# 第243回神奈川県都市計画審議会 開催及び傍聴のご案内

第243回神奈川県都市計画審議会を、次のとおり開催します。本審議会は、どなたでも傍聴することができます。

なお、都市計画審議会については、県のホームページでもご案内していますので併せてご参照ください。

## 1 開催日時及び場所

- (1) 日時 令和6年1月31日（水曜日） 午後2時から
- (2) 場所 神奈川県庁 新庁舎8階 議会大会議室（横浜市中区日本大通1）

## 2 議題

- (1) 藤沢都市計画区域区分の変更
- (2) 秦野都市計画区域区分の変更
- (3) 大和都市計画区域区分の変更
- (4) 海老名都市計画区域区分の変更
- (5) 南足柄都市計画区域区分の変更
- (6) 平塚都市計画道路の変更（3・3・3号八王子平塚停車場線）
- (7) 平塚都市計画道路の変更（3・4・9号倉見大神線）
- (8) 茅ヶ崎都市計画道路の変更（3・3・4号倉見大神線）

## 3 傍聴について

審議会の会議は、原則、公開し、どなたでも傍聴できます。傍聴の受付は、次のとおり行います。

なお、手話通訳を希望される方は、令和6年1月5日（金曜日）までに、神奈川県県土整備局都市部都市計画課までご連絡ください。

また、傍聴希望者が定員（15人）を超えた場合は、抽選により傍聴人を決定します。

- (1) 傍聴の受付日時 令和6年1月31日（水曜日） 午後1時30分から1時45分まで  
(受付時間終了後も空席があれば、先着順に傍聴できます。)
- (2) 傍聴の受付場所 神奈川県庁 新庁舎8階 議会大会議室

## 4 問合せ先

神奈川県県土整備局都市部都市計画課調整グループ

電話 (045) 210-6175 ファクシミリ (045) 210-8879

「第243回神奈川県都市計画審議会開催予定」のホームページアドレス

[https://www.pref.kanagawa.jp/docs/a7k/cnt/f290/243\\_001.html](https://www.pref.kanagawa.jp/docs/a7k/cnt/f290/243_001.html)

## 傍聴される方への注意事項

### 1 会場への入場の制限

次の事項に該当する方は、会場に入場することができません。

- (1) 決定した傍聴人以外の方
- (2) 鉄器、棒その他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している方
- (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕、かさの類を携帯している方
- (4) はち巻、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している方
- (5) ラジオ、拡声器、無線機、録音機、ビデオカメラ、写真機、双眼鏡の類を携帯している方
- (6) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している方
- (7) 酒気を帯びていると認められる方
- (8) その他審議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる方

### 2 傍聴される際の注意事項

- (1) 傍聴される方には、傍聴券を交付します。  
傍聴券は、会場を退場するまでお持ちいただき、会場を退場する際に受付に返却してください。
- (2) 会場内では静かに傍聴し、会議の円滑な進行に御協力ください。  
なお、次のような行為はご遠慮ください。  
ア 審議に対して可否を表明し、又は拍手すること。  
イ 談話し、歌を歌い、大声で笑いその他騒ぎ立てること。  
ウ 帽子、コート、マフラーの類を着用すること。ただし、病気その他正当な理由がある場合には、係員にご相談ください。  
エ パソコン、ワープロその他これらに類する機器を使用すること。  
オ 飲食又は喫煙すること。  
カ みだりに席を離れること。  
キ 不体裁な行為又は他人の迷惑となるような行為をすること。
- (3) 携帯電話機等の電源はお切りください。
- (4) 配布資料は閲覧用ですので、お持ち帰りにならないようお願いいたします。
- (5) 上記の注意事項のほか、会場の秩序を乱し、又は審議の妨害となるような行為があった場合には、退場していただくことがあります。